

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>(1) 設計</p> <p>ア 道路バリアフリー化の設計</p> <p>本市では、すべての人にとって使いやすい道路となるよう「神戸市バリアフリー道路整備マニュアル」を策定し、様々な道路整備に適用しており、視覚障がい者の安全性・利便性の向上を図るために視覚障がい者誘導用ブロックの色彩や設置方法などを規定している。</p> <p>マニュアルによれば、道路のバリアフリー化を推進するため、マニュアルを可能な限り積極的に適用し、道路管理者以外の事業者が実施する事業であっても同様であり、その場合は特に統一的な運用が図られるよう留意しなければならないとされている。</p> <p>しかし、以下の経年化した水道管の取替え工事等において、舗装、街渠及び視覚障がい者誘導用ブロックの復旧が行われた際に、道路のバリアフリー化の目的を果たしているとは言えない状況が見られた。</p> <p>全市的な道路のバリアフリー化を図るために、その趣旨を十分理解しマニュアルに基づき適切に設計・施工すべきである。</p> <p>1) 交差点において視覚障がい者誘導用ブロックを復旧する際に、マニュアルに適合していなかった。 (水道局中部センター) [No.45 中央(熊内町)配水管新設・取替工事] (水道局西部センター) [No.48 須磨(白川台他)配水管新設取替工事] [No.58 単価契約工事(土工事, 管工事, 道路掘削跡復旧工事)西部地区]</p> <p>2) 歩道の横断部において、歩道舗装・車道舗装・街渠等の復旧にあわせて、ますの蓋を細目タイプに取り換える必要があった。 (水道局西部センター) [No.48 須磨(白川台他)配水管新設取替工事] (水道局事業部北センター) [No.55 北(鈴蘭台南町2丁目他)配水管取替工事]</p>	<p>平成 25 年 9 月 24 日から 9 月 27 日にかけて各所属で研修を行い、「神戸市バリアフリー道路整備マニュアル」の趣旨を理解し、適切に設計・施工を行うように周知徹底した。</p> <p>さらに、平成 25 年 10 月 21 日に、マニュアルの遵守について、文書にて職員へ周知徹底した。</p> <p>その後、設計者及び監督員を対象としたバリアフリーに関する講習会を建設局道路部工務課に依頼し、平成 25 年 12 月 12 日と 20 日の 2 回実施した。</p> <p>今後は、請負人が理解しやすいように、平成 26 年 1 月起案分から「神戸市バリアフリー道路整備マニュアル」の具体的な事例を特記仕様書に追記した。</p> <p>なお、指摘箇所の補修についてはすべて完了している。</p> <p>(指摘された中部センターは 9 月 27 日に、西部センターは 9 月 26 日に、北センターは 9 月 24 日に所属内研修を実施。なお、補修については、中部センターは 1 月 10 日に、西部センターは 12 月 17 日に、北センターは 12 月 3 日に完了)</p>	<p>措置済</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>(2) 積算</p> <p>ア 足場の単価の誤り</p> <p>外部足場の積算においては、かけ払い費と賃料をそれぞれ算出し合計することとしておりかけ払い費・賃料共に、建築物の高さに応じた単価に、足場掛面積を乗じて算出する。</p> <p>しかし、本工事では適切な単価を採用しなかったため、過小となっていた。</p> <p>足場の条件を把握し、適切に積算すべきである。 (都市計画総局住宅部住宅整備課) [No.19 本山第四住宅3号棟外壁改修工事]</p>	<p>今回の積算の誤りについては、積算作業中における積算基準の適用を誤ったものである。</p> <p>再発防止対策として、平成25年8月28日の建設係会議において、基準の学習及び、積算担当者と調査者による二重チェックの一層の徹底を確認し、さらに、平成25年9月26日の建設係会議において再確認を行い徹底を図った。</p>	<p>措置済</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>(2) 積算</p> <p>イ 工事資材数量の積算の誤り</p> <p>建築工事にかかる工事費の算出においては、鉄筋、コンクリートなどの資材数量を求め、これらに単価を乗じて積算する。また、鉄筋工事においては、材料費と加工組立費等に区分して工事費を算出する。</p> <p>しかし、本工事では鉄筋の材料費は正しく計上されていたが、鉄筋の加工組立費と運搬費の積算において、開口部を補強する鉄筋の数量を二重計上したため、過大となっていた。</p> <p>工事積算における数量算出は正確に行うべきである。</p> <p>(都市計画総局住宅部住宅整備課)</p> <p>[No.14 (仮称)からと住宅建設工事]</p>	<p>数量積算集計中に、一般鉄筋と開口補強筋を別計上しているものとの思い込みから二重に計上したものである。</p> <p>今回の指摘をうけて、平成 25 年 8 月 28 日の建設係会議において、再発防止対策として、積算チェックリストの作成活用、原単位リストの作成、係内の設計図書調査者による調査期間の確保等の取り決めを行い、さらに、平成 25 年 9 月 26 日の建設係会議において再確認を行い徹底を図った。</p>	<p>措置済</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>(2) 積算</p> <p>ウ 間接工事費の対象額の算定</p> <p>水道管の新設や取替えの工事については、「水道施設整備費国庫補助事業に係る歩掛表」（厚生労働省）に基づき積算されている。</p> <p>同歩掛表によれば、間接工事費の率計算による部分について、その対象額を算出するにあたり、「原則として管材費（管及び弁類等の費用）のうち2分の1の金額については対象額に含めない」とされている。</p> <p>しかし、以下の工事では対象額の算出の際に管材費の取扱いを誤っていた。</p> <p>同歩掛表に基づき、適切に積算すべきである。</p> <p>① 管材費の全ての金額を対象額から除いていたため、過小となっていたもの （水道局事業部施設課） [No.62 大容量送水管(奥平野工区)鋼管工事]</p> <p>② 管材費の全ての金額を対象額としていたため、過大となっていたもの （水道局事業部配水課） [No.50 垂水(塩屋町)配水管取替工事その2]</p>	<p>平成25年9月24日から9月27日にかけて各所属で研修を行い、「水道施設整備費国庫補助事業に係る歩掛表」に基づき適切に積算するように周知徹底した。</p> <p>あわせて今後は、間接工事費の金額を手計算によっても算出し、手計算の結果と積算システムで算出された値を確認するように、職員へ周知徹底した。</p> <p>さらに、平成25年10月21日に、違算の根絶に努めるように、文書にて職員へ周知徹底した。</p> <p>（指摘された施設課では9月25日に、配水課では9月25日に所属内研修を実施）</p>	<p>措置済</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>(3) 契約</p> <p>ア 下請負人届の提出</p> <p>「神戸市（水道局）工事請負契約約款」によれば、請負人は下請負人を決定したときは、直ちに本市にその商号又は名称その他必要な事項を通知しなければならぬとされている。</p> <p>この規定に基づく下請負人届は、当初・変更・最終があり、工事中に下請負人の追加・変更などがあった場合には速やかに変更の届を提出することとされている。</p> <p>しかし、以下の工事では下請負人届が規定通りに提出されていなかった。</p> <p>約款に基づき提出するよう、請負人を適切に指導すべきである。</p> <p>① 下請負人が追加されていたが、その一部について変更の届が提出されていなかったもの （水道局事業部浄水管理センター） [No.61 大容量送水管(奥平野工区)整備工事]</p> <p>② 最終の届に下請負人の追加が記載されていたが、変更の届が提出されていなかったもの （水道局垂水センター） [No.59 単価契約工事(土工事,管工事,道路掘削跡復旧工事)垂水地区]</p>	<p>平成 25 年 9 月 24 日から 9 月 27 日にかけて各所属で研修を行い、下請負人届を約款に基づき提出させ、請負人を適切に指導するように周知徹底した。</p> <p>あわせて今後は、他の書類の提出時にあわせて下請負人届の確認も行うこと、請負人に工事書類チェックリストを配布して執行管理を徹底させるとともに同チェックリストにより定期的に確認するように、職員へ周知徹底した。</p> <p>さらに、平成 25 年 10 月 21 日に工事書類の提出状況の確認について、文書にて職員へ周知徹底した。</p> <p>なお、工事中である「大容量送水管（奥平野工区）整備工事」については、平成 25 年 8 月 30 日に下請負人届の変更届を提出済である。</p> <p>（指摘された浄水管理センターは 9 月 27 日に、垂水センターは 9 月 25 日に所属内研修を実施）</p>	<p>措置済</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>(3) 契約</p> <p>イ その他請負契約約款の徹底</p> <p>その他請負契約約款では、請負人は契約の履行に係る業務責任者を選任し、履行の管理等に当たらせなければならないとされている。</p> <p>しかし、本業務では契約の履行において、適切に行われていない事例が一部見られた。</p> <p>契約約款を遵守し、請負人を適切に指導すべきである。</p> <p>1) 約款に基づいた業務責任者を選任していなかった。</p> <p>2) 仕様書に基づく報告書等の一部が下請負人から直接に発注者へ提出され、請負人による履行の管理ができていなかった。</p> <p>(交通局高速鉄道部地下鉄運輸サービス課) [No.93 自動出札関係装置保守]</p>	<p>1)については、請負人が業務責任者届を提出することを失念していたこと、及び当局担当者の確認不足が原因である。なお、業務責任者届は平成25年7月18日、請負人より受領した。</p> <p>2)については、請負人が一部の報告書であれば下請負からの報告で良いと認識していたこと、及び当局担当者の認識不足が原因である。</p> <p>指摘を受け、すべての報告書を請負人が確認の上、提出するよう指導した。</p> <p>今後、同様の間違いが生じないように平成25年8月29日の係内会議で周知徹底を図った。</p>	<p>措置済</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>(4) 施工</p> <p>ア 建設リサイクル法の通知</p> <p>「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）」第 11 条では、地方公共団体が発注する工事で、特定建設資材（コンクリート、アスファルト・コンクリート、木材）を使用若しくは排出する工事については、発注者が工事着手前に必要事項を都道府県知事（神戸市の場合は神戸市長）にその旨を通知しなければならないとされている。</p> <p>しかし、以下の工事では適正に通知されていなかった。</p> <p>法令を遵守し適正に処理すべきである。</p> <p>① 北区の配水池及びポンプ場築造に伴う電気計装設備工事において、コンクリートを使用していたにもかかわらず、通知されていなかったもの（水道局事業部施設課）</p> <p>[No.73 新下谷上配水池及びポンプ場電気計装設備工事]</p>	<p>①（水道局）</p> <p>平成 25 年 8 月 29 日から 9 月 27 日にかけて各所属で研修を行い、建設リサイクル法を遵守し、適正に通知するように周知徹底した。</p> <p>あわせて今後は、請負人に工事書類チェックリストを配布して執行管理を徹底させるとともに同チェックリストにより定期的に確認するように、職員へ周知徹底した。</p> <p>さらに、平成 25 年 10 月 21 日に同内容について、文書にて職員へ周知徹底した。</p> <p>なお、平成 25 年 8 月 1 日に建設リサイクル法の通知を提出済である。</p> <p>（指摘された施設課では 8 月 29 日に所属内研修を実施）</p>	<p>措置済</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>(4) 施工</p>		
<p>ア 建設リサイクル法の通知</p> <p>② 兵庫区の市営住宅のエレベーター棟増築及び耐震改修工事において、工事着手後に通知していたもの (都市計画総局住宅部住宅整備課) [No.17 大井住宅エレベーター昇降路建設及び耐震改修他工事]</p> <p>③ 垂水区の配水池の改良工事において、工事着手後に通知していたもの (水道局事業部浄水管理センター) [No.67 東垂水中層配水池改良工事]</p>	<p>② (都市計画総局) 解体工事とするところを増築工事と解釈したことが原因である。 再発防止対策としては、基準を正しく理解すること、チェックリストを活用して同様の誤りをなくすことが重要なことから、平成 25 年 8 月 28 日の建設係会議にて全員に周知徹底を図り、さらに、平成 25 年 9 月 26 日の建設係会議において再確認を行い同様事項の再発を防止するよう徹底を図った。</p> <p>③ (水道局) 平成 25 年 8 月 29 日から 9 月 27 日にかけて各所属で研修を行い、建設リサイクル法を遵守し、適正に通知するように周知徹底した。 あわせて今後は、請負人に工事書類チェックリストを配布して執行管理を徹底させるとともに同チェックリストにより定期的に確認するように、職員へ周知徹底した。 さらに、平成 25 年 10 月 21 日に同内容について、文書にて職員へ周知徹底した。 (指摘された浄水管理センターでは 9 月 27 日に所属内研修を実施)</p>	<p>措置済</p> <p>措置済</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>(4) 施工</p> <p>イ 施工体制台帳の提出</p> <p>「建設業法」では、請負人は施工体制台帳を整備しなければならないとされており、さらに「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に基づき、作成された施工体制台帳の写しを発注者へ提出しなければならないとされている。</p> <p>しかし、本工事では施工体制台帳の写しの提出はされていたが、下請負人の一部について記載されていなかった。また、下請負人届においても記載がなかった。</p> <p>法令等に基づき適正かつ適切に書類を提出するよう請負人を指導すべきである。</p> <p>(水道局事業部北センター)</p> <p>[No.55 北(鈴蘭台南町2丁目他)配水管取替工事]</p>	<p>平成 25 年 9 月 24 日から 9 月 27 日にかけて各所属で研修を行い、施工体制台帳は建設業法に基づき適正かつ適切に書類を提出すべく請負人を指導するように周知徹底した。</p> <p>あわせて今後は、現場パトロール時等に定期的な確認を実施し不備があればすみやかに業者指導すること、請負人に工事書類チェックリストを配布して執行管理を徹底させるとともに同チェックリストにより定期的に確認するように、職員へ周知徹底した。</p> <p>さらに、平成 25 年 10 月 21 日に工事書類の提出状況の確認について、文書にて担当職員へ周知徹底した。</p> <p>(指摘された北センターでは 9 月 24 日に所属内研修を実施)</p>	<p>措置済</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>(4) 施工</p> <p>ウ 道路上の貨物の積卸し</p> <p>「道路交通法」によれば、「道路標識等により駐車 が禁止されている道路の部分及び次に掲げるその 他の道路の部分においては、駐車してはなら ない。ただし、公安委員会の定めるところによ り警察署長の許可を受けたときはこの限りで ない。」とされている。</p> <p>しかし、本工事では貨物（エレベーター機 器の重量物）の積卸しに際して、車載のク レーンを使用して作業を行っていたが許可 （道路使用許可）を受けていなかった。</p> <p>適正に手続を行うべきである。 （都市計画総局住宅部住宅整備課） [No.29 松本住宅エレベーター制御部改修工 事]</p>	<p>敷地内に作業スペースが確保出来ないた め、安易な判断により作業を行ったことが 原因である。</p> <p>同様な条件の計画がある場合は、提出さ れた仮設計画書の重要事項として、請負業 者に対し道路使用許可の有無を確認し、許 可の必要な場合は手続きを徹底させること を平成 25 年 10 月 3 日の設備係会議におい て周知徹底を図った。</p>	<p>措置済</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>(4) 施工</p> <p>エ 指定路線における検定合格警備員の未配置</p> <p>工事で交通誘導員を設置する場合、「兵庫県公安委員会告示第 139 号」で指定する路線においては、「警備業法」第 18 条に基づく検定合格警備員の配置が義務付けられている。</p> <p>しかし、以下の工事では指定路線で交通誘導員の設置が必要な工事を施工していたが、その一部で検定合格警備員が配置されていなかった。</p> <p>法令を遵守するよう、請負人を適切に指導すべきである。</p> <p>(水道局西部センター) [No.58 単価契約工事(土工事, 管工事, 道路掘削跡復旧工事)西部地区]</p> <p>(水道局垂水センター) [No.59 単価契約工事(土工事, 管工事, 道路掘削跡復旧工事)垂水地区]</p>	<p>平成 25 年 9 月 24 日から 9 月 27 日にかけて各所属で研修を行い、指定路線では検定合格警備員を配置するように周知徹底した。</p> <p>あわせて今後は、工事着手前に指定路線の確認を行い請負人へ適切に指導するように、職員へ周知徹底した。</p> <p>また、指定路線を明示した図面を各事業所及び本庁に配置した。</p> <p>(指摘された西部センターでは 9 月 26 日に、垂水センターでは 9 月 25 日に所属内研修を実施)</p>	<p>措置済</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>(4) 施工</p> <p>オ 工事实績情報の登録の遅延</p> <p>請負金額 500 万円以上の公共工事については、受注・変更・完成時に工事实績に関する情報を、(財)日本建設情報総合センターが運営する工事实績情報システム (CORINS) に登録するよう「神戸市土木工事共通仕様書」に定められている。</p> <p>しかし、以下の工事では登録が大幅に遅れていた。請負人を指導し適切に処理すべきである。</p> <p>① 契約請書による工事のうち、登録すべき工事の登録が次年度に行われたもの (水道局垂水センター) [No.59 単価契約工事(土工事, 管工事, 道路掘削跡復旧工事)垂水地区]</p> <p>② 工事契約後 10 日以内に登録すべき受注時の登録が遅れていたもの (水道局中部センター) [No.47 中央(港島中町)配水管新設工事No.2]</p>	<p>平成 25 年 9 月 24 日から 9 月 27 日にかけて各所属で研修を行い、工事实績情報の登録を確実にを行うために請負人へ適切に指導するように周知徹底した。</p> <p>あわせて今後は、請負人に神戸市土木工事共通仕様書の内容を遵守させること、請負人に工事書類チェックリストを配布して執行管理を徹底させるとともに同チェックリストにより定期的に確認するように、職員へ周知徹底した。</p> <p>さらに、平成 25 年 10 月 21 日に工事書類の提出状況の確認について、文書にて職員へ周知徹底した。</p> <p>(指摘された垂水センターでは 9 月 25 日に、中部センターでは 9 月 27 日に所属内研修を実施)</p>	<p>措置済</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>(4) 施工</p> <p>カ 六価クロム溶出試験の未実施</p> <p>地盤改良等にセメント系固化材を使用する場合、条件によっては六価クロムが「土壤の汚染に係る環境基準」を超える濃度で溶出する可能性がある。そのため強い酸化力をもつ発癌性物質である六価クロムについて、「セメント及びセメント系固化材を使用した改良土の六価クロム溶出試験実施要領（案）」（国土交通省）に基づき必要な試験を実施し、試験によりその溶出量が環境基準以下であることを確認する必要がある。</p> <p>しかし、本工事では実施要領（案）で溶出試験対象工法と記載されているセメント系の薬液を用いた薬液注入工法を採用していたが、必要とされる六価クロム溶出試験を実施していなかった。</p> <p>必要な試験を適切に実施すべきである。</p> <p>（水道局事業部浄水管理センター）</p> <p>[No.61 大容量送水管(奥平野工区)整備工事]</p>	<p>平成 25 年 9 月 24 日から 9 月 27 日にかけて各所属で研修を行い、地盤改良等にセメント系固化材を使用する場合には六価クロム溶出試験を実施するように周知徹底した。</p> <p>あわせて今後は、セメント系の薬液を用いた薬液注入工法を使用する場合も、国土交通省の要領（案）に基づき、必要となる六価クロム溶出試験を行うように、職員へ周知徹底した。</p> <p>（指摘された浄水管理センターでは 9 月 27 日に所属内研修を実施）</p>	<p>措置済</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>(4) 施工</p> <p>キ 工事の安全管理</p> <p>平成 22 年度は工事事故が多発していることから、平成 22 年 11 月に事故防止の啓発のために神戸市工事安全管理委員会より「工事事故発生非常事態宣言」が発令された。その後、各局による取り組みの効果などもあり、事故発生の沈静化をうけ平成 24 年 9 月 10 日に「宣言」が解除された。</p> <p>しかし、以下の事例は安全にかかる不徹底であり、宣言は解除されたが引き続き必要な安全対策等を講じて事故の未然防止に努めるとともに、請負人への指導を厳重に行うべきである。</p> <p>① 道路上の工事については、「道路工事現場における保安施設等の設置基準」に基づき保安施設等を設置しなければならないが、不十分であったもの(水道局事業部北センター)</p> <p>[No.55 北(鈴蘭台南町 2 丁目他)配水管取替工事] (水道局垂水センター)</p> <p>[No.59 単価契約工事(土工事,管工事,道路掘削跡復旧工事)垂水地区] (水道局西部センター)</p> <p>[No.58 単価契約工事(土工事,管工事,道路掘削跡復旧工事)西部地区]</p>	<p>① (水道局)</p> <p>平成 25 年 9 月 24 日から 9 月 27 日にかけて各所属で研修を行い、必要な安全対策を講じて事故の未然防止に努めるように周知徹底した。</p> <p>あわせて今後は、工事安全連絡会議等で繰り返し安全教育を行うこと、工事の安全上問題があるものについては厳しく請負人を指導すること、各事業所で適宜工事安全パトロールを実施すること、工事の安全対策において不備が改善されない場合は現場代理人の変更や工事中止も辞さない厳しい姿勢で臨むこと、工事現場における指摘事項は必ず工事打合簿を作成し工事中止や成績評定の根拠とするように、職員へ周知徹底した。</p> <p>さらに、平成 25 年 10 月 21 日に同内容について、文書にて職員へ周知徹底した。</p> <p>平成 25 年 9 月 12 日には設計部署による安全パトロールを、9 月 17 日から 26 日にかけて監督部署による全工事現場の安全パトロールを実施した。今後は、2 か月に 1 回の頻度で、センター間相互の工事安全パトロールを実施するとともに、随時抜き打ちパトロールも実施していくこととした。</p> <p>(指摘された北センターでは 9 月 24 日に、垂水センターでは 9 月 25 日に、西部センターでは 9 月 26 日に所属内研修を実施。なお、9 月 12 日と 12 月 9 日に抜き打ちパトロールを実施済。)</p>	<p>措置済</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>(4) 施工</p> <p>キ 工事の安全管理</p> <p>① 道路上の工事については、「道路工事現場における保安施設等の設置基準」に基づき保安施設等を設置しなければならないが、不十分であったもの(みなと総局技術部工務第1課)</p> <p>[No.39 ポートアイランド(第2期)南ふ頭道路照明設備工事(その12)]</p>	<p>① (みなと総局)</p> <p>本工事請負人に、事故防止や安全対策に関する認識が低かったこと、また工事発注者としても、指導が不十分であったことが原因である。</p> <p>関係部署の監督員に対して、平成25年8月20日に課長名で安全管理の周知を図り、平成25年9月20日には「道路工事現場における保安施設等の設置基準」及び「工事事故防止対策」について、部長名の文書により周知徹底した。</p> <p>さらに関係部署に対し、安全対策研修を行った。(平成25年9月20日、25日)</p> <p>本工事請負人に対しては、平成25年9月20日に安全対策の遵守について、請負人へ文書で注意するとともに、現場代理人と今後の安全対策について文書で確認した。</p>	<p>措置済</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>(4) 施工</p> <p>キ 工事の安全管理</p> <p>② 車両の通行を想定していない歩道において、工事用車両を乗り入れて作業を行っており、舗装材等が破損する可能性があったもの (水道局西部センター) [No.58 単価契約工事(土工事,管工事,道路掘削跡復旧工事)西部地区]</p>	<p>② (水道局)</p> <p>平成 25 年 9 月 24 日から 9 月 27 日にかけて各所属で研修を行い、必要な安全対策を講じて事故の未然防止に努めるように周知徹底した。</p> <p>あわせて今後は、工事安全連絡会議等で繰り返し安全教育を行うこと、工事の安全上問題があるものについては厳しく請負人を指導すること、各事業所で適宜工事安全パトロールを実施すること、工事の安全対策において不備が改善されない場合は現場代理人の変更や工事中止も辞さない厳しい姿勢で臨むこと、工事現場における指摘事項は必ず工事打合簿を作成し工事中止や成績評定の根拠とするように、職員へ周知徹底した。</p> <p>さらに、平成 25 年 10 月 21 日に同内容について、文書にて職員へ周知徹底した。</p> <p>平成 25 年 9 月 12 日には設計部署による安全パトロールを、9 月 17 日から 26 日にかけて監督部署による全工事現場の安全パトロールを実施した。今後は、2 か月に 1 回の頻度で、センター間相互の工事安全パトロールを実施するとともに、随時抜き打ちパトロールも実施していくこととした。</p> <p>(指摘された西部センターでは 9 月 26 日に所属内研修を実施。なお、9 月 12 日と 12 月 9 日に抜き打ちパトロールを実施済。)</p>	<p>措置済</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>(4) 施工</p> <p>キ 工事の安全管理</p> <p>③ 西区の市営住宅の屋上防水改修工事において、クレーンを住宅の通路に停めて、資材の搬入や廃棄物の搬出を行ったが、クレーンの周囲を立入り禁止にしたり、誘導員を配置するなどの安全措置を取っていなかったもの (都市計画総局住宅部住宅整備課) [No.20 押部谷住宅 21～25 号棟屋上防水改修工事]</p>	<p>③ (都市計画総局)</p> <p>請負人や作業員の安全管理に対する注意不足、認識不足が原因である。</p> <p>類似の違反を防止するため、請負業者に対し平成 25 年 8 月 27 日付で住宅整備課発注の工事中すべての現場代理人に対し文書により安全対策の徹底を通知した。</p> <p>また、職員に対しても平成 25 年 8 月 28 日の建設係会議にて全員に周知徹底を図り、さらに、平成 25 年 9 月 26 日の建設係会議において再確認を行い同様事項の再発を防止するよう徹底を図った。</p>	<p>措置済</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>(4) 施工</p> <p>キ 工事の安全管理</p> <p>④ 中央区の水道管の取替え工事において、管を吊っているその下で配管作業をしていたもの (水道局中部センター) [No.45 中央(熊内町)配水管新設・取替工事]</p>	<p>④ (水道局)</p> <p>平成 25 年 9 月 24 日から 9 月 27 日にかけて各所属で研修を行い、必要な安全対策を講じて事故の未然防止に努めるように周知徹底した。</p> <p>あわせて今後は、工事安全連絡会議等で繰り返し安全教育を行うこと、工事の安全上問題があるものについては厳しく請負人を指導すること、各事業所で適宜工事安全パトロールを実施すること、工事の安全対策において不備が改善されない場合は現場代理人の変更や工事中止も辞さない厳しい姿勢で臨むこと、工事現場における指摘事項は必ず工事打合簿を作成し工事中止や成績評定の根拠とするように、職員へ周知徹底した。</p> <p>さらに、平成 25 年 10 月 21 日に同内容について、文書にて職員へ周知徹底した。</p> <p>平成 25 年 9 月 12 日には設計部署による安全パトロールを、9 月 17 日から 26 日にかけて監督部署による全工事現場の安全パトロールを実施した。今後は、2 か月に 1 回の頻度で、センター間相互の工事安全パトロールを実施するとともに、随時抜き打ちパトロールも実施していくこととした。</p> <p>(指摘された中部センターでは 9 月 27 日に所属内研修を実施。なお、9 月 12 日と 12 月 9 日に抜き打ちパトロールを実施済。)</p>	<p>措置済</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>(4) 施工</p> <p>キ 工事の安全管理</p> <p>⑤ 枠組足場を設ける場合は「手すり先行工法に関するガイドライン」(厚生労働省)によることと定めているにもかかわらず、足場解体時において、手すり先行工法によらず、安全手すりを残置しないうまま解体作業が行われていたもの (都市計画総局住宅部住宅整備課) [No.13 西大池住宅 11～22 号棟解体撤去及び敷地整備工事] [No.20 押部谷住宅 21～25 号棟屋上防水改修工事]</p>	<p>⑤ (都市計画総局)</p> <p>請負人や作業員の安全管理に対する注意不足、認識不足が原因である。</p> <p>類似の違反を防止するため、請負業者に対し平成 25 年 8 月 27 日付で住宅整備課発注の工事中すべての現場代理人に対し文書により安全対策の徹底を通知した。</p> <p>また、職員に対しても平成 25 年 8 月 28 日の建設係会議にて全員に周知徹底を図り、さらに、平成 25 年 9 月 26 日の建設係会議において再確認を行い同様事項の再発を防止するよう徹底を図った。</p>	<p>措置済</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>(4) 施工</p> <p>ク 事故の再発防止</p> <p>水道管を取替えた後、舗装復旧工事のため舗装の取り壊し、ダンプトラックへの積み込み作業を行っていたところ、歩道を通行していた歩行者が、設置していたセーフティコーンとセーフティコーンの間を通り工事区域内に進入し、歩行者がけがを負うといった事故が発生している。</p> <p>このような事故が発生する要因として、請負人が行うべき安全管理が適切に行われていなかったことが挙げられるが、監督担当課としても事故が生じた現状を真摯に受け止め、再発防止のための原因の究明とその対策の検討を行い、請負人への指導の徹底を図る必要がある。</p> <p>(水道局中部センター)</p> <p>[No.45 中央(熊内町)配水管新設・取替工事]</p>	<p>平成 25 年 9 月 24 日から 9 月 27 日にかけて各所属で研修を行い、事故が発生した場合には再発防止のための原因究明と対策の検討を行い、請負人への指導を徹底するように周知徹底した。</p> <p>あわせて今後は、請負人へ保安施設の設置基準を理解させ確実に実施させること、安全に対する意識を向上させるように、職員へ周知徹底した。</p> <p>なお、本件については、①工事現場の保安施設が不十分であったことが原因だったので、工事区域内に第三者が立ち入らないようにコーンバーを設置し歩道と工事区域を完全に分離するように、②交通誘導員の連携が不十分であったことが原因だったので、交通誘導員の役割分担を明確にするように指導した。</p> <p>(指摘された中部センターでは 9 月 27 日に所属内研修を実施)</p>	<p>措置済</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>(4) 施工</p> <p>ケ 安全訓練の実施</p> <p>「神戸市土木工事共通仕様書」によれば、工事中の安全対策の一環として、作業員全員の参加により月当たり、半日以上時間を割り当て、定期的に安全に関する研修や訓練を実施し、その実施状況を提出するよう定めている。</p> <p>しかし、以下の工事では安全に関する研修や訓練の実施状況に不十分なものが見られた。</p> <p>安全に関する研修や訓練は工事事務事故予防のための重要な対策であることをふまえ、適切に実施されていることを確認し、必要に応じ請負人を指導すべきである。</p> <p>(水道局西部センター)</p> <p>[No.49 須磨(白川台)配水管更生工事]</p> <p>(水道局垂水センター)</p> <p>[No.50 垂水(塩屋町)配水管取替工事その2]</p> <p>(水道局事業部北センター)</p> <p>[No.54 北(大池駅前)配水管移設工事その2]</p> <p>(水道局事業部浄水管理センター)</p> <p>[No.64 鈴蘭台配水池耐震補強工事]</p>	<p>平成25年9月24日から9月27日にかけて各所属で研修を行い、安全訓練が適切に実施されていることを確認するように周知徹底した。</p> <p>あわせて今後は、作業員全員を対象とした安全訓練の実施の徹底を請負人へ指導すること、工事途中においても安全訓練の実施状況を確認するように、職員へ周知徹底した。</p> <p>(指摘された西部センターでは9月26日に、垂水センターでは9月25日に、北センターでは9月24日に、浄水管理センターでは9月27日に所属内研修を実施)</p>	<p>措置済</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>(5) 検査</p> <p>ア 報告書による履行検査</p> <p>請負人は月毎に報告書を提出し、その都度履行検査を行い、合格後、請負人の請求により「支出経過書」に基づいた金額を支払うこととしている。</p> <p>しかし、本業務では履行検査において、適切に行われていない事例が一部見られた。</p> <p>仕様書に基づき適切に履行検査を行うべきである。</p> <p>1) 一部の機器において仕様書に基づいた「定期点検記録表」が未作成であり、また「保守実績報告書」の定期点検の記載もなかったため、点検の実績が確認できなかった。</p> <p>2) 多機能型小型出札発行機のオーバーホールを行っていたが、仕様書に基づいた報告書が提出されていなかった。</p> <p>(交通局高速鉄道部地下鉄運輸サービス課) [No.93 自動出札関係装置保守]</p>	<p>1)については、点検したことを確認するチェック表に、すべての機器名の記載をしていなかったため、一部機器の点検済みの記載漏れを発見できなかったことが原因である。</p> <p>指摘を受け、履行確認時にすべての機器の点検が確認できるチェック表を作成した。</p> <p>2)については、納品の際に報告書を提出することになっているにも関わらず、請負人が提出を失念してしまったこと、及び当局担当者の確認不足が原因である。</p> <p>なお、保守実績報告書は平成 25 年 8 月 9 日に提出を受けた。</p> <p>今後、同様の間違いが生じないように平成 25 年 8 月 29 日の係内会議で周知徹底を図った。</p>	<p>措置済</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>(6) 維持管理</p> <p>ア 契約の時期</p> <p>消防用設備等の点検期間は、「消防法」及び「消防法施行規則」に基づいた「消防庁告示」によって定められており、機器点検は6ヶ月、総合点検は1年である。</p> <p>しかし、本業務では適正に契約は行われていたが、契約締結日が遅かったため、すべての施設において機器点検の点検期間の6ヶ月を超えていた。</p> <p>法令に基づき適正に点検が行えるよう契約の時期を見直すべきである。</p> <p>(水道局事業部施設課)</p> <p>[No.78 各所消防設備他点検整備(その1)]</p>	<p>平成25年8月29日の係会議において、設計積算・点検実施時期を明確にしたフロー図を追加作成し、設計要領として配布するとともに、設備の適正な維持管理を継続していくことの重要性及び法令点検の適正な実施について、職員へ周知徹底した。</p> <p>今後は、現在備え付けている機器一覧データから、次回の点検項目を明記するなどの対応をすることによって、点検機器・点検項目の確認が比較的容易に行えるようにし、適正な時期(5月初旬迄)に契約を行えるように設計・積算を行うこととした。</p>	<p>措置済</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>(6) 維持管理</p> <p>イ 消防用設備等の不具合箇所の処置</p> <p>「消防法」では消防用設備等について消火、避難その他の消防の活動のために必要とされる性能を有するように、政令で定める技術上の基準に従って、設置し及び維持しなければならないとされており、いついかなる場合に火災が発生しても確実に機能を発揮するためにも、日頃の維持管理が非常に重要である。また定期点検の結果において不具合箇所が見つかった場合は、各施設の管理者が維持管理の対応を行っている。</p> <p>しかし、本業務では請負人から各施設の管理者に対して不具合箇所の報告がされていたにもかかわらず、一部の施設において不具合箇所の修繕が行われていなかった。</p> <p>点検業務の結果に基づき修繕等を行い、適切な維持管理を行うべきである。</p> <p>(水道局経営企画部庶務課) (水道局事業部業務課) (水道局事業部施設課)</p> <p>[No.78 各所消防設備他点検整備(その1)]</p>	<p>平成 25 年 9 月 2 日に防火管理者等を対象として、中央消防署から講師を迎え、「防火管理者、若しくはそれに準ずる者の責務について」の研修を行うとともに、各職場で周知徹底した。</p> <p>さらに、平成 25 年 10 月 21 日に消防用設備の作動状況の確認について、文書にて職員へ周知徹底した。</p> <p>また、これらの内容について、人事異動等で防火管理者等が変更しても周知徹底が継続できるように、毎年、年度当初での管理職会議でその責務を確認することとした。</p> <p>なお、消防設備の修繕については、水道局では保守点検中に発見された不具合箇所の修繕を当該施工業者との特命随意契約を認めており、不具合報告があれば、保守点検業者からの見積書により速やかな契約・修繕が可能となっている。こうした対応について、小修繕業者リストに当該年度の保守点検業者を記載するように周知徹底した。</p> <p>指摘のあった不具合箇所の処置については、平成 25 年 9 月 18 日までにすべて完了した。</p>	<p>措置済</p>

意見の概要	措置内容	措置状況
<p>6. 意見・要望</p> <p>ア 高層住宅での落下物防止措置（計画）</p> <p>本市では、高層の市営住宅でのバルコニー等からの落下物による歩行者の事故を防ぐため、落下物防護庇を設けるか、又は人の立入りを防ぐように植栽帯等を設置するなど、敷地の状況によって工夫をすることとしている。</p> <p>しかし、本工事では南棟のバルコニーは南側の道路からの距離が約1.3mの位置にあるが、防護庇を設けるなど、道路側への落下物防止措置については特に行われていない。</p> <p>落下物防護庇は、法令等で設置を義務付けられているものではないが、高層住宅の建設にあたっては、建物の配置や構造上の工夫、落下物防護庇の設置等により、道路上への落下物の防止についても配慮するよう要望する。</p> <p>（都市計画総局住宅部住宅整備課） [No.15 （仮称）小寺住宅建設工事]</p>	<p>本住宅の落下防止対策として、①バルコニー手すり及び手すり壁上部に約30cmの柵を設置する。②バルコニーアルミ手すりの縦格子間隔を狭める。③バルコニー手すり部分に啓発看板を設置する。④入居説明会時に取扱い説明を行う等の対策を講じる。</p> <p>今後の住宅設計に際しては、建物と屋外通路との離隔距離を確保することを第一に、離隔距離が確保できない場合の通路や出入口部分には落下防護庇を設置する。また、落下物を生じさせにくいバルコニー手摺壁の仕様とするなど、複数の対応の組み合わせにより落下物防止対策を徹底する。</p> <p>以上、平成25年8月28日の建設係会議にて全員に周知徹底を図り、さらに、平成25年9月26日の建設係会議において再確認を行い徹底を図った。</p>	<p>措置済</p>

意見の概要	措置内容	措置状況
<p>6. 意見・要望</p> <p>イ 道路照明の計画（計画）</p> <p>本工事で設置された道路照明灯の一部は、バス停付近を照らすように設置され、また道路照明灯への電力ケーブルは歩道内の地中に埋設されているため、路面復旧においてアスファルト舗装を行っている。</p> <p>しかし、最も歩行者の動線として重要な交差点までの道路照明の計画がされていなかった。また、交差点からバス停方向へ舗装の一部が未舗装のままとなっていた。</p> <p>歩行者のためにも早急にあわせて整備されるよう要望する。</p> <p>（みなと総局技術部工務第1課）</p> <p>[No.39 ポートアイランド（第2期）南ふ頭道路照明設備工事（その12）]</p>	<p>対象となる歩道の舗装整備等を平成25年9月23日までに実施した。</p> <p>今後、照明灯の配置計画についても、照度のみならず歩行者の動線にも配慮していく事とした。</p>	<p>措置済</p>

意見の概要	措置内容	措置状況
<p>6. 意見・要望</p> <p>ウ スロープの手すりの設計（設計）</p> <p>「兵庫県福祉のまちづくり条例」では、高齢者等が利用する傾斜路には、高さ75～85cm程度の握りやすい位置に手すりを設けるとの基準を定めており、本市では「神戸市住宅建設工事設計基準」に基づき、市営住宅の共用部分にスロープを設置する際には、移動補助用の手すりを設けている。</p> <p>しかし、以下の工事ではスロープを上りきった平坦部で手すりが途切れているものや、笠木部分を手すりとしているが、手すりとしては握りにくいものなど、実際に利用する上では使いにくい設計となっているものが見られた。</p> <p>市民のだれもが使いやすい施設とするという視点から、手すりの設計基準について再検討し、さらにバリアフリー化を推進していくことを要望する。</p> <p>① スロープ部分には2段手すりを設置しているが、スロープを上りきった平坦部で手すりが途切れているもの (都市計画総局住宅部住宅整備課) [No.22 ひよどり台住宅62・65号棟スロープ設置工事]</p> <p>② 笠木部分を手すりとしているが、手すりとしては握りにくいもの (都市計画総局住宅部住宅整備課) [No.18 寺池住宅1・2号棟耐震改修及びエレベーター昇降路建設工事]</p>	<p>手すりの形状や連続性で、スロープを利用するすべての人にとって握りやすく利用しやすいものとすべきところの認識、配慮が不足していた。</p> <p>今後の住宅設計に際しては、スロープには握りやすい形状の手すりを両側に設置し、平坦部も手すりを連続させる。</p> <p>以上、平成25年8月28日の建設係会議にて全員に周知徹底を図り、さらに、平成25年9月26日の建設係会議において再確認を行い徹底を図った。</p>	<p>措置済</p>

意見・要望の概要	措置内容	措置状況
<p>6. 意見・要望</p> <p>エ 請負契約審査会への適切な付議（契約）</p> <p>本市では請負契約事務の公正かつ的確な執行を確保するため、請負契約審査会が設置されており、変更契約について一定の要件に該当する場合は、同審査会に付議しなければならない。また、審査会の取扱いとして、実際の契約において審査会で可決された金額や工期が上限となり、これを超える場合は再度審査会に付議することとしている。</p> <p>しかし、以下の工事では審査会への付議が適切に行われていなかった。</p> <p>変更予定金額を早期に把握し、適切な時期に審査会に付議するよう要望する。</p> <p>① 変更予定金額の把握が遅れたため、審査会への議案提出が行えずに契約変更を行ったもの (水道局垂水センター) [No.51 垂水(塩屋町)配水管取替工事その 2 铸铁管製造]</p> <p>② 設計変更について審査会へ付議していたが、審査会の可決金額を超えて変更契約を行ったもの (水道局西部センター) [No.48 須磨(白川台他)配水管新設取替工事]</p>	<p>平成 25 年 9 月 24 日から 9 月 27 日にかけて各所属で研修を行い、変更予定金額を早期に把握し、請負契約審査会へ適切に付議するように周知徹底した。</p> <p>あわせて今後は、監督員が打合簿で変更金額を管理するとともに、新たに設計担当者も週間工程表備考欄に記載されている最新の変更金額を確認するように、職員へ周知徹底した。</p> <p>さらに、平成 25 年 11 月 21 日に変更契約の適正な手続きについて、文書にて職員へ周知徹底した。</p> <p>(指摘された垂水センターは 9 月 25 日に、西部センターは 9 月 26 日に所属内研修を実施)</p>	<p>措置済</p>

意見の概要	措置内容	措置状況
<p>6. 意見・要望</p> <p>オ 舗装の品質管理（施工）</p> <p>神戸港における港湾道路の仕様については「アスファルト舗装要綱」（（社）日本道路協会）に基づき築造されている。</p> <p>しかし、本工事では重量車両のコンテナ車等の通行の多い荷役用地において、電力ケーブルの埋設を行うために広範囲の掘削から路面舗装までを行っていたが、設備工事であったため舗装の品質管理が不十分であった。</p> <p>重量車両のコンテナ車等の通行の多い路面舗装は、品質管理が重要であるので、設備工事の路面舗装においても、舗装面積の規模や車両通行量等、総合的に判断し「土木工事施工管理基準」等を用いて適切な品質管理を行うよう要望する。</p> <p>（みなと総局技術部工務第1課）</p> <p>[No.38 ポートアイランドDバス電源設備改修工事]</p>	<p>本工事のアスファルト試験については、平成25年8月12日に3箇所採取を行い、品質管理としての密度の確認を行った。</p> <p>今後、舗装面積が500㎡を超える場合は、別件土木工事で発注を行い、また100㎡を超える場合には、設備工事であっても土木工事の仕様・検査等を仕様書に追加記載して、適切な品質管理を行っていく事とした。</p>	<p>措置済</p>

意見・要望の概要	措置内容	措置状況
<p>6. 意見・要望</p> <p>カ 消防用設備等の故障対応（維持管理）</p> <p>水道局では、定期点検の結果、不具合が発見された場合、各施設の管理者が修繕等を行うこととしており、北区の施設において自動火災報知設備の故障が発見され、改修を行った。</p> <p>しかし、関係各課との調整に時間を要し故障の把握から契約までに約 3.5 ヶ月、履行確認までに約 4.5 ヶ月を経過しており、その間、自動火災報知設備が作動しない状態であった。</p> <p>法令に基づき設置している消防用設備等は関係各課が協力し、速やかな改修が行えるよう要望する。</p> <p>(水道局事業部北センター) (水道局経営企画部財務管理課)</p> <p>[No.78 各所消防設備他点検整備(その 1)]</p>	<p>職員の施設・設備の適切な維持管理の意識を高めるように、平成 25 年 9 月 2 日に局内の防火管理者、若しくはそれに準ずるものに対して全体研修を実施し、各所属で周知するよう徹底した。</p> <p>さらに、平成 25 年 10 月 21 日に消防用設備等の速やかな改修について、文書にて職員へ周知徹底した。</p> <p>また、今後、年度当初の管理職会議において、その責務を確認することとした。</p>	<p>措置済</p>